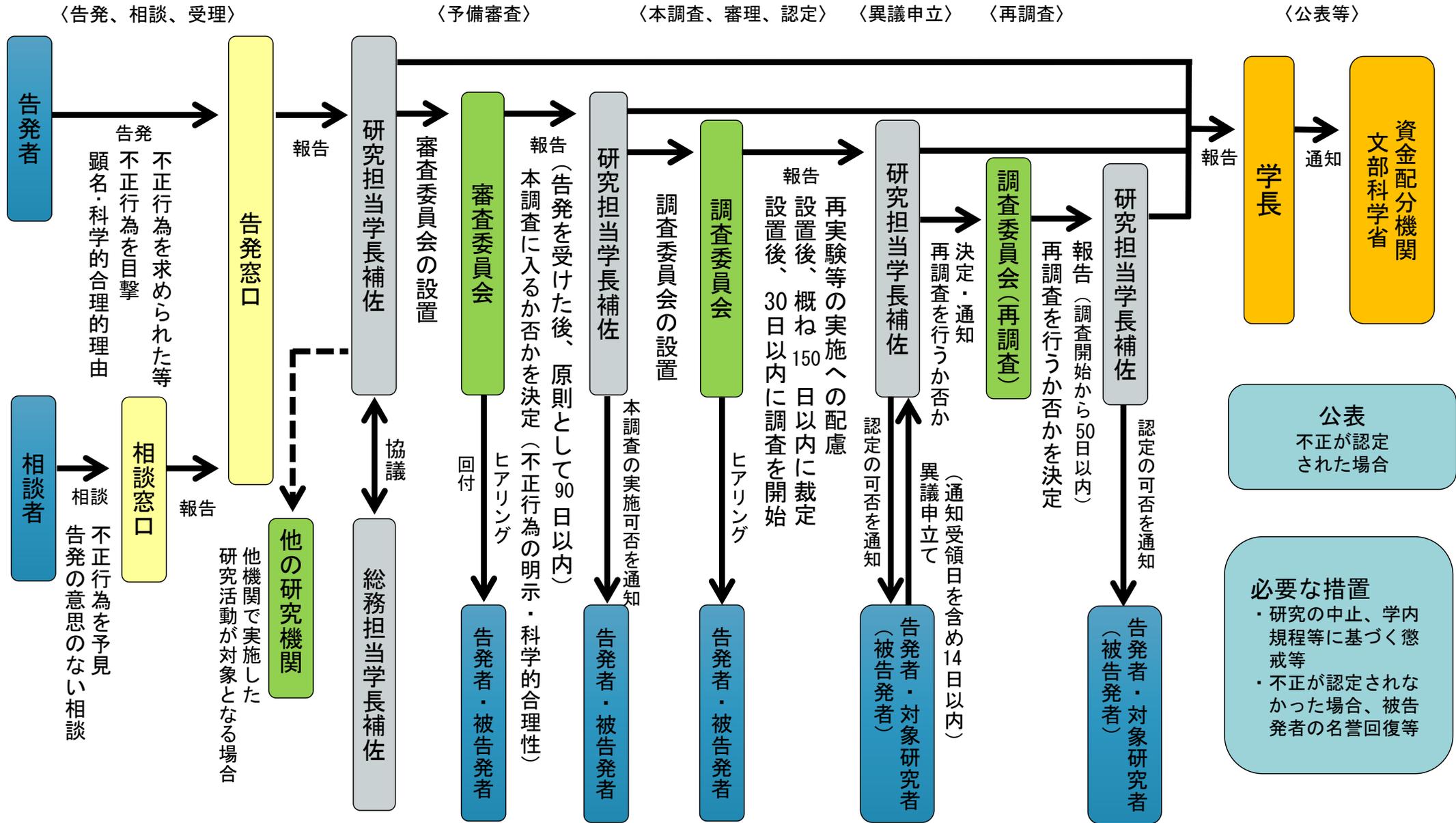


城西国際大学の研究活動における不正行為に関する調査の流れ（概要）



審査委員会：研究担当学長補佐、総務担当学長補佐、公正な研究活動推進委員会委員長、公正な研究活動推進委員会副委員長、被告発者の所属する部局の長、告発に係る研究分野の研究に従事する学外者、弁護士等のうち、告発者及び被告発者と利害関係を有しない者

告発窓口：総務課、研究推進課 相談窓口：公正な研究活動推進担当者

* 学内者は、学校法人城西大学コンプライアンス統括室、コンプライアンス推進委員、コンプライアンス委員にも相談可

<http://www3.jiu.ac.jp/hdocs/compliance/list1.html>

- ・対象は論文等の不正行為（捏造・改ざん・盗用・二重投稿・不適切なオーサーシップ・その他）
- ・過去に所属した研究者が本学在籍時に行った不正行為も対象
- ・告発者、被告発者への不利益取扱いの禁止